

## ○岡山市区づくり推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 第七次総合計画における都市像の実現を目指し、各区の特色を活かしたまちづくりを区民等（各区に居住し、勤務し、又は通学する者をいう。以下同じ。）と協働して推進することを目的として実施される区づくり推進事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において岡山市区づくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年岡山市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

### (補助事業者)

第3条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす団体とする。

- (1) 10人以上の構成員で組織され、区内で活動する法人、その他の団体（政治・宗教を目的とする団体及び公の秩序に反する団体を除く。）
- (2) 代表者が区内に居住していること。
- (3) 区民等が企画・運営に参加することについて制限がないこと。

### (補助事業)

第4条 補助事業は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事業とする。

- (1) 地域活動部門 各区の区域内において、概ね小学校区以上の単位（ただし活動のひろがり期待できる場合は単位町内会等での実施も可）で、継続的に実施される地域課題解決のための活動であり、持続可能な地域づくりを、地域住民組織を含む多様な主体の協働で取り込まれる事業であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 地域課題解決のために行う事業

イ 地域課題の掘り起しのために行う事業

ウ 地域計画づくりのために行う事業

エ 課題解決型の地域組織づくりのために行う活動

オ その他市長が持続可能な地域づくりに資すると認める事業

(2) 身近な交流部門 小学校の区域（岡山中央小学校区については旧内山下小学校，旧深柢小学校，旧弘西小学校，旧南方小学校及び旧出石小学校区の従前の通学区域を基準とした地域とし，蛍明小学校区については旧福谷小学校，旧大井小学校及び旧高田小学校区の従前の通学区域を基準とした地域とし，山南学園区については旧大宮小学校，旧太伯小学校，旧幸島小学校及び旧朝日小学校区の従前の通学区域を基準とした地域とし，鹿田小学校区については当該小学校区の通学区域から旧出石小学校の通学区域を除いた地域とし，灘崎小学校区については当該小学校区の通学区域から南区迫川及び南区奥迫川を除いた地域とする。以下同じ。）で実施される特色ある地域活性化イベントであって，次のいずれかに該当するものをいう。

ア 防犯意識を高め，犯罪のないまちづくりを推進する事業

イ 防災意識を高め，災害に強いまちづくりを推進する事業

ウ 環境意識を高め，美しいまちづくりを推進する事業

エ 年齢・性別にかかわらず，支え合い助け合うまちづくりを推進する事業

オ 地域で取り組むスポーツ活動を含む健康づくりを推進する事業。

カ 自然等地域資源を活かしたまちづくりを推進する事業

キ 特産物等地域資源を活かしたまちづくりを推進する事業

ク 人・歴史・文化等地域資源を活かしたまちづくりを推進する事業

ケ その他市長が特に支援する必要があると認める事業

(3) 広域交流部門 原則として各区の区域内において2以上の小学校区の単位で実施される，前号に掲げるいずれかの事業であって，中学校区など広いエリアの交流促進の効果が見込まれる地域活性化イベント事業をいう。

2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当するものは補助事業としない。

(1) 政治活動，宗教活動又は営利を目的とする事業

(2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業

(3) 他の補助制度の対象となっている事業

(4) その他市長が適当でないと認める事業

3 補助事業は、別に定めるところにより、岡山市区づくり推進事業審査会設置条例（平成21年市条例第60号）第1条に規定する区づくり推進事業審査会（以下「審査会」という。）の審査を受け、かつ、区づくり推進事業として市長の決定を受けたものでなければならない。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条第3項の規定により区づくり推進事業として決定したもののうち、補助金交付申請があったものについて、これを速やかに審査し交付の決定を行うものとする。

（補助期間等）

第6条 この要綱で定める事業の補助期間は、補助申請のあった年度内に限るものとする。ただし、次年度以降の申請を妨げない。

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費（団体の運営のための経費及び次の各号のいずれかに該当するものを除く。）及び規則第10条第2項第2号に規定する経費であって、市長が当該補助事業の実施に必要があると認めるものとする。

（1） 建築物、工作物等の建築、増築、修繕、改良等に係る費用

（2） 備品及び耐久消費財の購入、修繕等に係る費用

（3） 消耗品（加工をせず、配布することのみを目的とする物に限る。）の購入に係る費用

（4） 政治活動、宗教活動又は営利を目的とする事業に係る費用

（5） 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業に係る費用

（6） 他の補助制度の対象となっている事業に係る費用

（7） その他市長が適当でないと認める費用

（補助金交付額）

第8条 補助金の交付額は、次に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、交付額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 地域活動部門 次に掲げる額の合計額

ア 補助対象経費のうち、規則第10条第2項第2号に規定する経費の範囲内で10万円を上限として市長が定める額

イ 補助対象経費からアを減じた額に1/2（新規事業の立ち上げ年度にあつては4/5）を乗じて得た額の範囲内で250万円を上限として市長が定める額

(2) 身近な交流部門 次に掲げる額の合計額

ア 補助対象経費のうち、規則第10条第2項第2号に規定する経費の範囲内で10万円を上限として市長が定める額

イ 補助対象経費からアを減じた額に1/2を乗じて得た額の範囲内で50万円を上限として市長が定める額

(3) 広域交流部門 次に掲げる額の合計額

ア 補助対象経費のうち、規則第10条第2項第2号に規定する経費の範囲内で10万円を上限として市長が定める額

イ 補助対象経費からアを減じた額に1/2を乗じて得た額の範囲内で250万円を上限として市長が定める額

2 身近な交流部門の申請は、各小学校区につき、各年度1回のみ行うことができるものとする。

3 広域交流部門の申請は、各小学校区につき、各年度に2回まで行うことができるものとする。ただし、市長が特別に認める場合を除き、第4条第1項第2号に掲げる事業のうち、同一種類の申請を2回行うことはできない。

(交付の申請)

第9条 補助金の交付申請は、補助事業を実施しようとする区の区役所を通じて行うものとする。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 申請団体の構成を明らかにする書類

(2) 当該申請に係る事業の実施に当たり、法令等の許認可を必要とするときは、その当該許認可を受けたことを証する書類等の写し

(3) 前年度にこの要綱による補助を受けた事業については、当該補助事業に係る補助金交付申請書の写し及び収支決算書

3 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第4号の書類の添付は要しないものとする。

(着手届及び完了届の免除)

第10条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は、要しない。

(実績報告)

第11条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業等実績報告書

(2) 実施した事業の状況がわかる写真や資料

(補助金の完了前交付)

第12条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付できる場合は、交付の目的を達成するために特に必要があると認める場合とする。

2 前項の規定により、事業の完了前に交付できる額は、交付すべき補助金の額の100分の75以下とする。

(事後評価)

第13条 市長は、毎年度事業終了後速やかに事業評価を行い、その結果を補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、次年度以降補助申請を行う場合、前項で通知された事後評価の結果を考慮した上で申請するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年1月5日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正後の岡山市区づくり推進事業補助金  
交付要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から適用する。